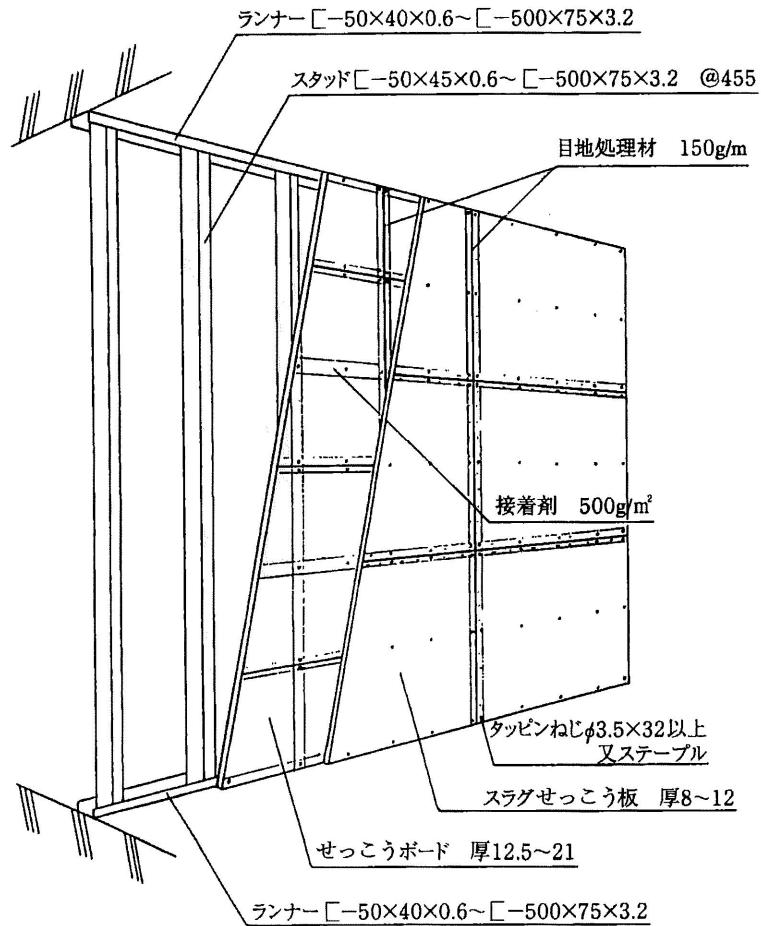


FP060NP-9074

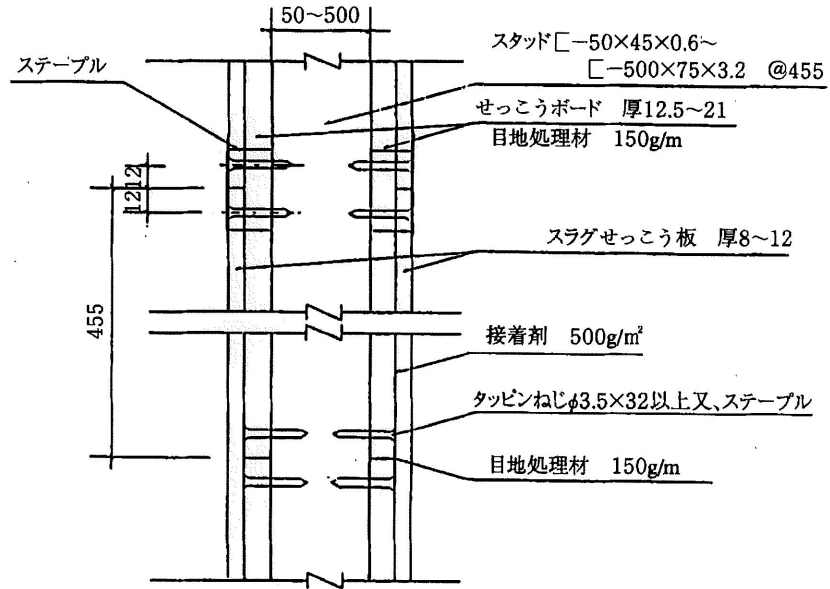
・認定した構造内容又は建築材料の内容（寸法単位：mm）

1. 部分、耐火性能の区分 間仕切壁 1時間耐火
2. 試験機関名 (財)ベターリビング 受託番号 試験依頼953250号
3. 構造説明図（単位 mm）

透視図

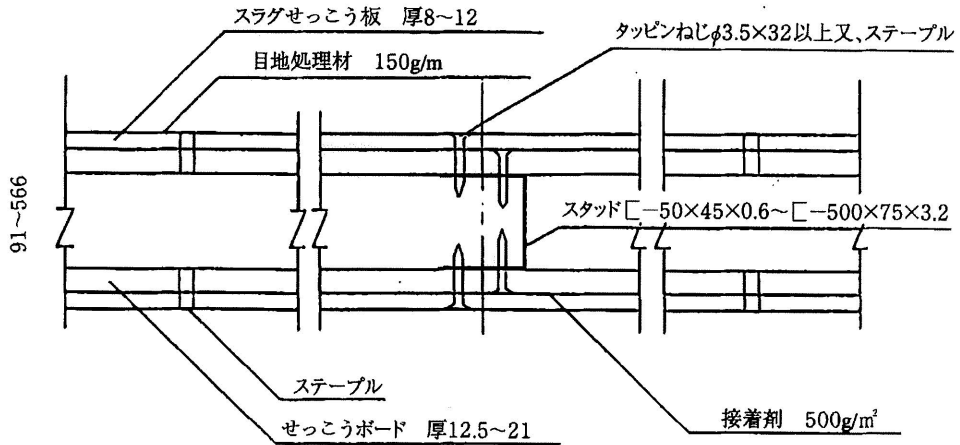


鉛直断面図



水平断面図

91~566



#### 4. 材料等説明

##### 1) 主構成材料

###### ① 表面材（上張材）

スラグせっこう板

規格 不燃（個）第1919号

組成（%） 二水せっこう 41 スラグ 41 耐アルカリガラス繊維 5  
パーライト 5 パルプ 5 石灰 3

寸法 厚さ 8.0±0.5mm、10.0±0.5mm、11.0±0.5mm、12.0±0.5mm

幅 910 +0、-3 mm

長さ 1,820+0、-3 mm

[最大1,210×2,730mm+0、-3]

性能 比重 : a) 1.0±0.1 b) 1.3±0.2

曲げ強度: 10.5 N/mm<sup>2</sup>以上

含水率 : 15%以下

###### ② 下張材

せっこうボード

規格 不燃第1027号、不燃第1003号、不燃第1008号、不燃第1011号

JIS A 6901

寸法 厚さ 12.5±0.5mm、15.0±0.5mm、18.0±0.5mm、21.0±0.5mm

幅 910 +0、-3 mm

長さ 1,820+0、-3 mm

[最大1,210×4,000mm+0、-3]

性能 曲げ破壊荷重 500N以上

含水率 3.0%以下

比重 0.62以上

###### ③ 骨組構成材料

上下ランナー JIS G 3302、JIS A 6517 [-50×40×0.6～ [-500×75×3.2mm

間柱 JIS G 3302、JIS A 6517 [-50×45×0.6～ [-500×75×3.2mm

##### 2) 副構成材料

- ① ランナー固定用金物 コンクリート釘 φ4×30mm同等以上のもの  
打ち込み鋸 φ3.2×19mm同等以上のもの

- ② ボード取付け用金物  
タッピンネジ JIS B 1122又は1125 φ3.5×32mm以上（亜鉛メッキ処理）

###### ③ 目地処理材

グラスファイバーテープ 厚さ0.2×幅50mm

パテ材（せっこう系、アクリル樹脂系、酢酸ビニル樹脂系等）150g/m

- ④ 接着剤 せっこう系、アクリル樹脂系、酢酸ビニル樹脂系接着剤 500g/m<sup>2</sup>（片面）

## 5. 標準仕様（施工仕様）

### ① 墨出し及び上下ランナーの取付け

間仕切りを設置する所定の位置の天井及び床面に芯墨を出す。芯墨に合わせて上下のランナーをランナー固定用金物を用いて1,000mm以内のピッチで取り付ける。

### ② 間柱の取付け

間柱を455mm以下のピッチでランナーに取り付ける。

### ③ 片側下張り用せっこうボード（以下、下張りボードという）の取付け

下張りボードは横張りを標準とし、留め付けは $\phi 3.5 \times 32$ mm以上のタッピンねじにて、455mm以下の間隔で間柱に留め付ける。下張りボードの突きつけ部は隙間の無いようにする。

### ④ 反対側下張りボードの取付け

③の下張りボードと同様に取り付ける。

### ⑤ 上張り用スラグせっこう板（以下、上張りボードという）の取付け

上張りボードは横張りを標準とし、留め付けはせっこう系等の接着剤（塗布量 $500\text{g}/\text{m}^2$ ピッチ455mm程度）とステーブル（長さ20mm以上、ピッチ150～300mm以下）にて、下張りボードに留め付ける。上張りボードの目地部は隙間の無いようにし、下張りボード目地と重ならないようにする。

### ⑥ 目地処理

仕上げ面は目地処理用パテにより目地処理を行う。必要に応じてジョイントコンパウンド、テープを用いて表面仕上げを行う。

### ⑦ 表面仕上げ

防火上支障のない材料にて表面仕上げを行う。

## 6. 留意事項

### 1) 保管に関する事項

保管の際は、水、湿気を避け平らな所に積み重ねる。

### 2) 運搬に関する事項

持ち運ぶ際は、面を垂直に持ち、特に角部に衝撃を与えたり、面に傷を付けないよう注意し、乱暴な取り扱いを避ける。

## 7. 付帯条件 なし

### 注意事項

当該認定書において、「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法の規定による建設大臣の認定仕様がある場合は、平成14年6月1日以降は「建築基準法の一部を改正する法律」（平成10年法律第100号）による改正後の建築基準法の規定による当該認定仕様に係る国土交通大臣の認定仕様を用いるものとする。